秀明大学学位規程

第 1 条 この規程は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 13 条の規程に基づき、秀明大学（以下「本学」という）において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 本学において授与する学位は学士とする。

第 3 条 学士の学位は、秀明大学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に対して授与する。
２ 前項の定めのほか、別に定める「秀明大学学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）により学位を授与する。

第 4 条 学位を授与された者が、その学位の名称を用いる時は、「秀明大学」と付記するものとする。

第 5 条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、または学位の名誉を汚す行為をしたときは、学長は教授会の議を経て学位を取り消し、学位記を返還させ、かつその旨を公表することができる。

第 6 条 学位記の再交付を受けようとする者は、その事由を記し、学長に願い出なければならない。

第 7 条 学位記の様式は、別表１、別表２、別表３、別表４、別表５のとおりとする。

第 8 条 学位に付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

学校教師学部	学士（教育学）
看護学部	学士（看護学）
総合経営学部	学士（経営学）
グローバルマネジメント学部	学士（経営学）
観光ビジネス学部	学士（経営学）

第 9 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事長が行う。

附 則
この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。